消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

令和８年 11 月 10 日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第 43 条第１項の規定に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の１件です。

（参考）

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

令和８年月 11 月 10 日現在、1,017 件の食品が、特定保健用食品の許可等を受けています。

詳しくは、「特定保健用食品とは」を御覧ください。

（担当）消費者庁食品表示課　　矢川、平野
TEL：03-3507-9220（直通）

（別　紙）

通し番号	商品名	申請者	法人番号	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	おさかなソーセージ	Umios株式会社	2010601040697	フィッシュソーセージ	カルシウム	この食品はカルシウムを豊富に含みます。日頃の運動と適切な量のカルシウムを含む健康的な食事は、若い女性が健全な骨の健康を維持し、歳をとってからの骨粗鬆症になるリスクを低減する可能性があります。	一般に疾病は様々な要因に起因するものであり、カルシウムを過剰に摂取しても骨粗鬆症になるリスクがなくなるわけではありません。	1本(65g)を目安に召し上がりください。	疾病リスク低減表示特保	R8.11.10	1899